

中津市農地利用最適化推進委員の選考について

- (1) 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集期間：令和2年3月2日～令和2年4月20日
- (2) 農地利用最適化推進委員定数：23名
- (3) 農地利用最適化推進委員推薦、応募者数：31名（推薦30名、応募1名）

評価の方法

農地利用最適化推進委員の選考にあたっては、農業委員会等に関する法律（以下「法」という）第17条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者を委嘱するとされている。

そこで、法律に記載されている事項等を基に、評価項目を設定し、推薦書、応募書に記載された内容を含め、選考の根拠資料とする。

評価の項目

【基本評価】

評価内容を可視化するため、評価は長所のみを評価する加点方式を採用する。

1. 農業（農地等の利用最適化の推進）の識見を有し、農地利用最適化推進委員の職務を適正に行うことができる者（法第17条第1項）
 - ①地域農業の中心的役割を担う者（認定農業者または認定農業者に準ずる者）を評価する。（法施行規則第11条第1項第4号）
 - ②農業経営の状況を評価する。（ ” ” ）
 - ③営農類型別による経営規模を評価する。（ ” ” ）
 - ④経歴を評価する。（農業委員経験、農業関係団体、農業研究者等）（ ” ” ）
 - ⑤農業者が組織する団体やその他の団体の推薦があること。（法第19条第3項）

2. 農地中間管理機構の活用（法第6条第2項）、（農地中間管理事業の推進に関する法律第1条）
 - ①農地中間管理機構借り受け申込者であること。
 - ②農地中間管理機構借り受け実績があること。

3. 人・農地プランの取り組み（法第6条第2項）、（農地中間管理事業の推進に関する法律第26条）
 - ①地域の「人・農地プラン」の担い手として位置付けられていること。

4. 推進委員の委嘱に当たっては、若者及び女性の積極的な登用（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号、農業経営基盤強化促進法施行規則第1条第1項）（男女共同参画社会基本法・第4次男女共同参画基本計画 H27.12.25 閣議決定）
 - ①年齢〔青年層かどうか〕又は性別〔女性の登用〕

【総合評価】

1. 農地利用最適化推進委員の業務に意欲・能力等があり、業務を適正に行うことができる者（法第17条第1項）
 - ①推薦・応募理由を総合的に評価する。（法施行規則第11条第1項第5号）
2. 農地利用最適化推進委員としての適正があるかどうか（法第6条第2項）
 - ①農業委員会の委員の意見・評価